

《意見に対する市の考え方》

○案件 「十日町市犯罪のない安全・安心なまちづくり条例（案）」

○募集期間 平成21年1月9日（金）～平成21年1月30日（金）

○意見の件数（意見提出者数）

1人

○意見の取扱い

修正	素案を修正するもの	0件
既記載	既に素案に盛り込んでいるもの	1件
その他	素案に反映できなかったもの	0件

○意見に対する市の考え方

市民の意見の概要	件数	意見に対する市の考え方
<p>○建造物に対する防犯意識 建造物に対する防犯意識は、まず、確実に施錠する、という行為から高めていくこと。</p> <p>○学校などの防犯対策 通学路を歩いて、危険や注意が必要な箇所を探し出し、併せて110番の家等を把握し、安全マップを作成し、安心できる通学路にする。 刺股などの防犯用品を使用した、学校における防犯訓練の実施。</p>	1件	<p>〈既記載〉</p> <p>○条例第9条に記載の「犯罪のない安全・安心なまちづくり推進計画」（以下、「推進計画」。）に盛り込みたいと考えます。</p> <p>○安全マップの作成につきましては、条例第9条に記載の「推進計画」に盛り込みたいと考えます。 なお、学校における防犯訓練につきましては、現在行っている訓練をさらに充実させたいと考えます。</p>

<p>○環境設計による防犯対策 防犯灯の設置や、公園等の外周の生垣などが、通行人の視界を遮らないような対策を行う。</p> <p>○地域防犯活動 地域防犯活動は、国民一人ひとりが生活の安全を守ろうとする自主的な活動で、警察はその目的達成のために、情報の提供、助言、民間防犯組織の育成・支援等、あらゆる局面で全面的な支援活動を行い、活動を促進しているといえます。 犯罪の性格や防犯活動の範囲から、警察が担う活動には限界があり、自治体や公共団体・企業・個人などの自主防犯活動が必要とされている。</p>		<p>○防犯灯の設置につきましては、平成 20 年度においては、設置を希望する町内の要望はすべて満たしております。 通行人の視界を遮らないような公園等の整備につきましては、条例第 9 条に記載の「推進計画」に盛り込みたいと考えます。</p> <p>○条例第 3 条基本理念に、「安全・安心なまちづくりは、自らの安全は自ら守る、地域の安全は地域自ら守る、という防犯意識の下に、市民等による自主的な活動を基本としなければならない」、と規定しております。</p>
---	--	--

○担当課

市民生活課環境政策室生活環境係 757-3740